資料２－２

今後のPCB特措法等に関する制度的措置の検討について

令和７年４月25日

廃棄物規制課/PCB廃棄物処理推進室

環境省
Ministry of the Environment

今後のPCB特措法に関する制度検討の方向性について

- 高濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく民間の対応で処理できず、長期間保管することとなったことから、PCB特措法を制定し、PCB廃棄物の保管、処分等の規制等、国主導で処理体制の整備（JESCO事業）により、確実かつ適正な処理を推進し、PCB特措法に基づき届け出られている高濃度PCB廃棄物のほとんどを処理した。
- 低濃度PCB廃棄物は、PCBの製造・使用が禁止された後に、絶縁油（再生油）の製造工程、輸送工程などで非意図的にPCBが混入した絶縁油等を使用している製品が対象であり、PCB濃度分析を行わないと判別が難しいことから、処分期間後も廃棄物として覚知される可能性が高い。
- POPs 条約で求めらているPCBの令和10年までの適正な管理を実現するため、各法の役割を見直しつつ、処分期限後に覚知されるPCB廃棄物を適正に処理するための仕組みへと見直す。

●これまで

廃棄物処理法の規制に加え、特措法により保管、処分や行政代執行などを規定。**処理体制の整備**と処理そのものを**処分期間内に確実に行わせるための特別な規制**を実施。

●今後

PCB廃棄物の処理が大きく進展したことで、**取り巻く状況が立法時と比べて大きく変化**。しかし、今後もPCB廃棄物が覚知される恐れがあるため、適正処理のための制度は必要。

※*JESCOによる高濃度PCB廃棄物処理事業も令和8年3月をもって終了。*

●廃棄物処理法

PCB廃棄物を処理する際の業の許可、施設設置許可、処理基準、無害化認定制度等について規定することで、PCB廃棄物の処理の際の生活環境の保全を図る。

●中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO法）

JESCOがPCB廃棄物の処理に係る事業等を行うことを規定。

「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」の報告を踏まえ、制度小委員会において具体的な措置の検討を行う

高濃度PCBに係る規制内容の検討①

課　題

■ 高濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく民間の対応で処理できず、長期間保管することとなったことから、PCB特措法を制定し、PCB廃棄物の保管、処分等の規制等、国主導で処理体制の整備（JESCO事業）により、確実かつ適正な処理を推進してきたことで、PCB特措法に基づき届け出られている**高濃度PCB廃棄物の処理を完了できる見込み**。

■ 今後、建物解体等により高濃度PCB廃棄物や高濃度PCB使用製品（照明器具用安定器や機器に内蔵された小型コンデンサー等）が、**新たに少量ずつ散発的に発見される可能性がある**。

取組の基本的な方向性

■ 少量ずつ散発的に発見される可能性のある高濃度PCB廃棄物を確実に処理するため、発見後に**届出を行い一定期間内の処理を行うことの義務付けること**を基本とした**制度的措置の検討**を進める。

■ 無害化処理認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加し、**無害化処理制度を活用した新たな処理体制の整備**や、**前処理技術の確立**を目指す（告示等による対応）。

主要な制度的措置の検討対象	検討の内容
PCB特措法第10条	期間内の処分 ⇒JESCOを想定した期間の考え方を、今後の高濃度PCB廃棄物の早期かつ確実な処理の考え方へ改正
廃棄物処理法告示（令和元年36号）	無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物の追加（高濃度PCB廃棄物）
廃棄物処理法告示（令和3年51号）	無害化処理の内容等の基準等の追加 ⇒高濃度PCB廃棄物の前処理方法の追加等

高濃度PCBに係る規制内容の検討②

検討事項

【届出制について】

■ 新たに発見された高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管や処分の状況等を、**都道府県知事に届け出る**こととし、**自治体による行政指導・代執行・罰則等の対象**とすることで、安全かつ確実な処理を確保することとしてはどうか。

【一定期間内の処理義務について】

■ 現行の処理期限に係る規定は廃止し、保管事業者及びPCB廃棄物の処分を行う者は、**高濃度PCB廃棄物に該当すると知った日から一定期間内**に、自ら処分又は処分の委託を義務付けてはどうか。

※ 新たに発見された**高濃度PCB使用製品**は、**従前通り廃棄物とみなして取り扱う**こととしてはどうか。

【処理体制の確保について】

■ 前処理技術の実証試験結果を踏まえた上で、廃棄物処理法に基づく**無害化認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加**するとともに、無害化設備に付加する**前処理技術の基準の追加**してはどうか。（告示改正等による対応）

法施行後の適用関係

制度改正による新たな措置の適用のイメージ

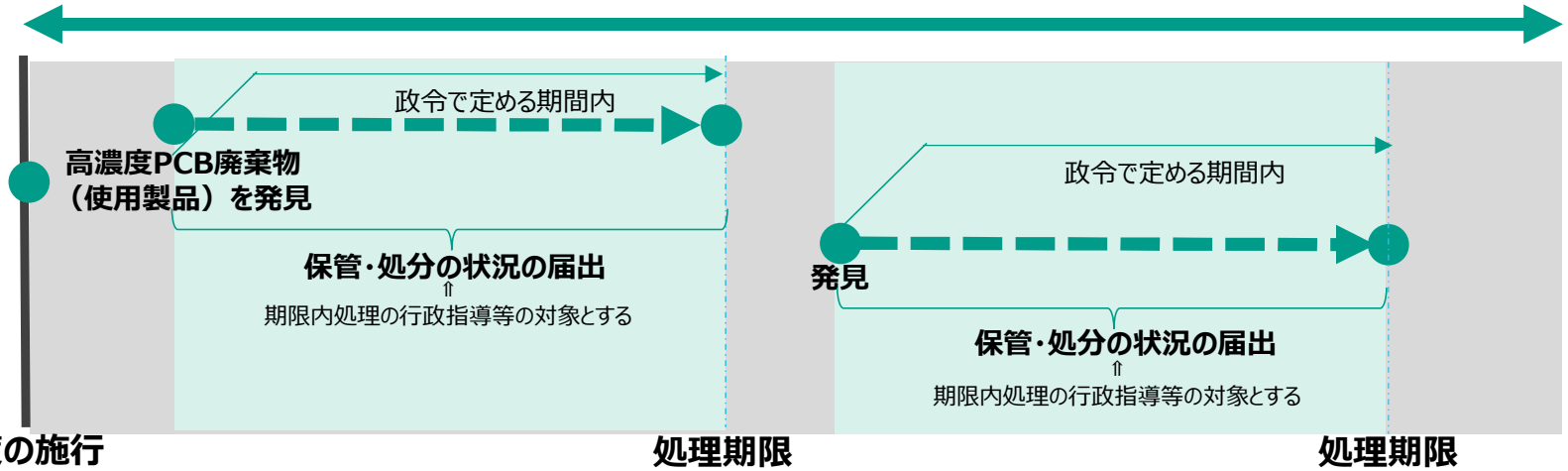

低濃度PCBに係る規制内容の検討①

課　題

- 低濃度PCB廃棄物はPCB特措法に基づき**令和９年３月末までに処分が義務付け**られている。
- しかし、令和９年３月の処理期限以降も使用中の低濃度 PCB 使用製品及び同疑い製品（以下、低濃度PCB使用製品等という）について、ストックホルム条約に定める環境上適正な管理及び適正処理を確実に実施する必要がある。
- 現在、**低濃度PCBを含む使用製品には規制がなく**、処理期限以降に、使用機器の寿命等により不要となった低濃度PCB使用製品が、新たな廃棄物として発生することが見込まれ、その適正処理の確保が課題。

取組の基本的な方向性

- 新たに発見され、または低濃度PCB使用製品等が不要となった**低濃度PCB廃棄物**を確実に処理するため、**届出を行い一定期間内の処理の処理を行うことの義務付けること**を基本とした**制度的措置の検討**を進める。
- ストックフォルム条約の環境上の適正な管理遵守を履行するため、**使用中の低濃度PCB使用製品等**からのPCBの飛散流出を防止するために、**管理の強化や廃止後の廃棄までのトレーサビリティの確保**を基本とした**制度的措置の検討**を進める。

主要な制度的措置の検討対象	検討の内容
PCB特別措置法 （低濃度PCBの規定を新設）	低濃度PCB使用製品等の届出制度や管理基準や、令和９年４月以降の低濃度PCB廃棄物の早期かつ確実な処理を履行する仕組み等

低濃度PCBに係る規制内容の検討②

検討事項

【届出制について】

■ **低濃度PCB使用製品等**の所有事業者等に対して、**低濃度PCB使用製品等の管理の状況**について、**都道府県知事への届出**を義務付けてはどうか。

【使用製品への管理基準の適用について】

■ **低濃度PCB使用製品等**について、所有事業者等に対して、新たに適用する、**管理のための基準を定める**こととしてはどうか。

※　低濃度PCB使用製品等の財産権に配慮しつつ、機器の紛失やPCBが**飛散・流出しないように管理基準を適用**することとしてはどうか。

【一定期間内の処理義務について】

■ 所有事業者等は、使用を止めて廃棄しようとする際には、届出の上、**低濃度ＰＣＢ廃棄物を一定期間内に、自ら処分又は処分の委託**をすることを義務付けてはどうか。

法施行後の適用関係

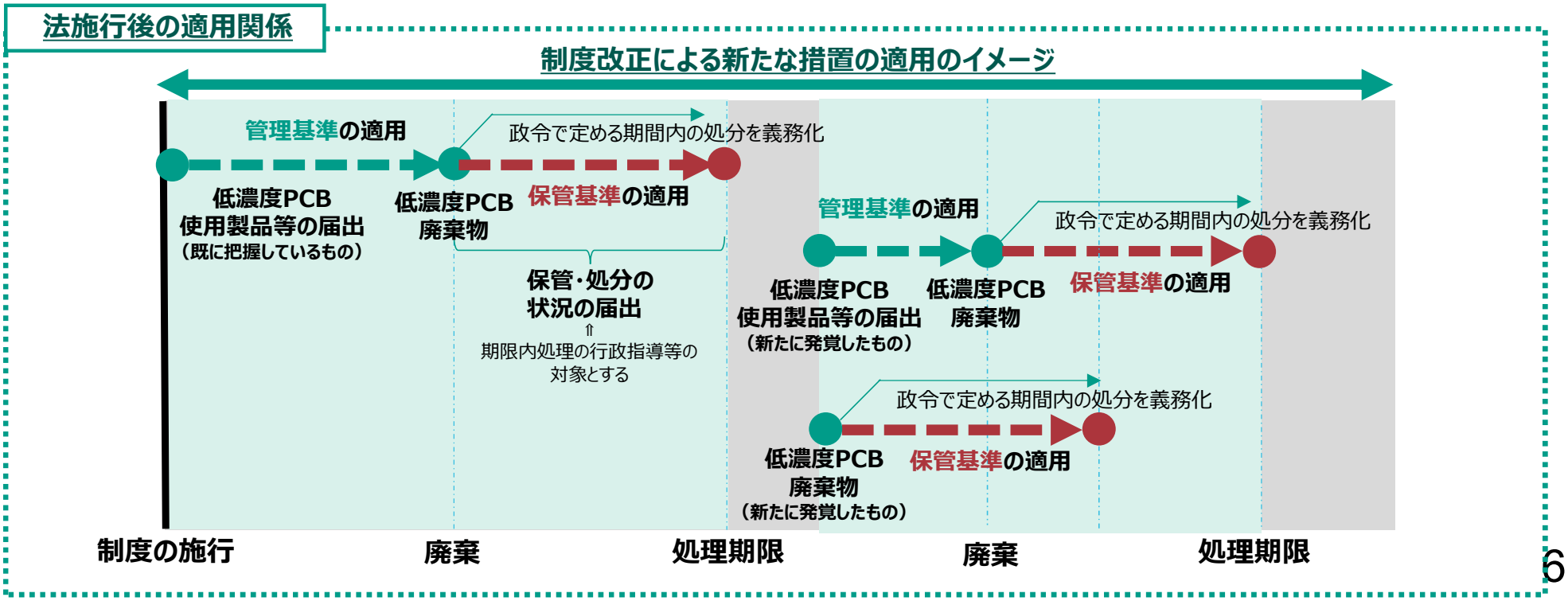

低濃度PCB含有塗膜に係る規制内容の検討

課題

■ 公共インフラの橋梁等や工場のタンク等の使用中の設備等の表面に防錆用のPCB含有塗料が施工された塗膜について、低濃度PCB使用製品等の新たな規制導入を検討する際に、設備自体の機能が維持されていれば厳格な管理を適切に行うことで使用し続けることができる塗膜の特性を考慮した制度設計が必要である。

取組の基本的な方向性

■ 当該PCB含有塗膜について、**これらの建築物・設備の補修・更新の際**に併せて、その**処理を計画的に進めるための措置を導入**する必要がある。

検討事項

【管理計画の策定について】

■ 当該建築物や設備等を有する者（国、自治体、特定業種企業等）に対して、**低濃度PCB含有塗膜等の管理計画の策定を義務付け**てはどうか。

【行政指導・監督】

■ 管理計画の実効性を担保するため、同計画に基づく管理・廃棄処理の状況に関する指導を行うことができるとする規定を設けてはどうか。

橋梁

鋼製タンク

石油貯蔵タンク

ガスタンク

自治体の事務負担軽減等に関する検討

課　題

■ 大量に保管されていた高濃度PCB廃棄物のJESCOでの処理が完了し、今後は予期せず高濃度PCB廃棄物等が発見され、排出事業者責任の下で、散発的に少量ずつ処理する段階に移行することになり、従来からのJESCOでの計画的処理等を前提とした行政による事務内容について見直す必要がある。

取組の基本的な方向性

■ **必要な届出制度や保管基準の適用は維持**しつつも、JESCO事業による大量に保管されたPCB廃棄物の処理がほぼ完了し、使命を終えることになる**処理計画策定・管理業務等の見直し**等を、自治体の事務負担軽減も踏まえ制度を見直すべきではないか。

検討事項

【基本計画・処理計画の策定等について】

■ 現行の政府が定める**「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（特措法第６条）**について、関係者と連携した数量管理とJESCOでの計画的処理を主な中身とする計画制度を見直し、**基本的な今後の処理方針を定める**こととしてはどうか。

■ 都道府県等の、基本計画に即した**「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の策定（特措法第７条）**や、**PCB廃棄物の保管及び処分の状況の公表義務（特措法第９条）**については、JESCO事業が終了しその役割を終えることから**廃止**してはどうか。

【その他】

■ JESCOのPCB処理事業が処理完了となり施設解体が中心となることを踏まえ、**JESCO法の関係規定（PCB廃棄物処理事業基本計画等）の見直しの検討**を行うこととしてはどうか。

■ 今後廃屋の解体等により発覚するPCB含有の電気機器のような、処理責任者が不存在の低濃度PCB廃棄物が発見された場合に備え、**廃棄物処理法に基づく行政代執行の規定（廃棄物処理法第19条の８）を検討**してはどうか。